

「資格該当性の基準」の確認に欠かせないロングセラー図書
さらなる内容充実を追求した、大幅リニューアル版誕生！



外国人の 入国・在留資格案内

入管関係法大全別冊

実務のポイントと立証資料

出入国管理法令研究会 編著

出入国管理
法令研究会とは

多賀谷一照 (会長、千葉大学名誉教授、元出入国管理政策懇談会委員 (座長代理))、
高宅茂 (副会長、元法務省入管局長・元日本大学教授)、
福山宏 (元東京入管局長)、野口貴公美 (一橋大学副学長) ら、
有識者による研究会

2023年10月刊 A5判 740頁 定価8,250円 (本体7,500円)
978-4-8178-4912-0 商品番号:40959 略号:外在

2023年8月31日現在の最新内容を網羅！

ひと目でわかる
外国人の入国・
在留案内
外国人の在留資格一覧

| 在留資格 | 該当範囲 | 基準 | 立証資料 | 在留期間 |
|------|---|-----|--|----------------|
| 文化活動 | 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくはこれを修得する活動 (在留資格「留学」又は「研究」の項から「研究」の項そのこの欄に掲げる活動を除く) | なし。 | (1) 収入を伴わない学術上又は芸術上の活動の場合 新たに「文化活動」の在留資格を取得しようとする者 在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格 (ア) 申請書 (規則別記6号の3様式 (交付)、30号様式 (変更)) (イ) 写真1葉 (規則6条の2第2項、20条2項 (別外同3項)) 写真の規格は規則別表3の2にあるとおりである (16歳未満の者は不要) ポイント 申請人と申請書上に記載された申請人が同一人であるものである。 | 3年、1年、6か月又は3か月 |

文化活動

収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくはこれを修得する活動 (在留資格「留学」又は「研究」の項から「研究」の項そのこの欄に掲げる活動を除く)

1 概要

(1) 本邦において行うことができる活動

3 基準 (上陸許可基準)

なし。

4 立証資料

(1) 収入を伴わない学術上又は芸術上の活動の場合
新たに「文化活動」の在留資格を取得しようとする者
在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格
(ア) 申請書 (規則別記6号の3様式 (交付)、30号様式 (変更))
(イ) 写真1葉 (規則6条の2第2項、20条2項 (別外同3項))
写真の規格は規則別表3の2にあるとおりである (16歳未満の者は不要)
ポイント
申請人と申請書上に記載された申請人が同一人であるものである。

(イ) 学歴、職歴及び活動に係る経歴を証する書類 (規則別表3第2号ロ)

次のいずれかで、学術上又は芸術上の意義を明らかにする資料

- ・関係団体からの推薦書
- ・過去の活動に関する写真、録音、録音テープ、CD、DVD等
- ・入賞、入選等の実績
- ・過去の論文、作品等
- ・上記に準ずる文書

ポイント

学歴、職歴及び経歴を確認し、従事するものである。

2 在留資格該当性

(1) 「収入を伴わない」

ポイント

この場合の「収入」は、「文化活動」の在留資格に該当する学術上又は芸術上の活動を行うことに伴って、当該活動を行った者が受け取る金銭などの

(ウ) 活動の内容及び期間並びに当該活動を行おうとする機関の概要を明らかにする資料 (入管法別表1の3、規則別表3第1号イ)

・申請人又は受入れ機関が作成した日本での活動内容及びその期間を明らかにする資料 (パンフレット等)

(エ) 学歴、職歴及び活動に係る経歴を証する書類 (規則別表3第2号ロ)

次のいずれかで、学術上又は芸術上の意義を明らかにする資料 (パンフレット等)

- (2) 専門家の指導を受ける場合 (1-(1)②) (入管法別表1の3)
- ア 新たに「文化活動」の在留資格を取得しようとする者
在留資格認定証明書の交付、在留資格変更許可及び在留資格
規則別表3第2号によれば、(1)アに記載された事項を明らかにする資料 (パンフレット等)
- イ 指導を受ける「専門家の経歴及び業績を明らかにする資料」

具体的には、以下のとおりである。

- ・免許等の写し 1通
- ・過去の論文、作品集等 適宜
- ・履歴書 1通

より細かく
丁寧に
解説！

6 その他の注意事項

前書ではフォローできていなかった
条件付きの資料等も掲載！

手数料

在留資格認定証明書交付及び在留資格取得許可の場合は発生しない。

在留資格変更許可及び在留期間更新の場合は4,000円 (入管法67条1号及び2号並びに施行令9条1号及び2号)

※本書発刊後の改正入管法の施行に際し、省令・告示等を反映した第2版を2024年12月頃までに発刊予定です。
改正入管法完全対応版をご希望の方は第2版をお待ちください。



日本加除出版

営業部

TEL:03-3953-5642

FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00

ツイッターID: @nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版HP